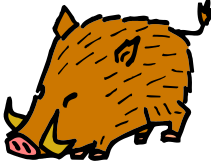


令和5年度 日高川町農業振興における各種事業内容【役場が窓口の事業】

事業種目	補助対象事業	補助対象者	事業内容	申請書提出期限・事業完了
農業用パイプハウス施設 等整備支援事業 (町単独事業)	パイプハウス施設等の設置 	認定農業者 (※1、裏面参照)	パイプハウス施設設置費(施工費を含む。撤去費は除く)の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の限度額は、500 万円。 補助対象面積 2a 以上。	◎申請書提出期限 随時受付 ◎事業完了 令和 6 年 2 月末日
	フルオープン施設の設置		フルオープン施設の設置費(施工費を含む。)の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の限度額は、45 万円/10a。 補助対象面積 2a 以上。	
	防油堤の設置		防油堤の設置費(施工費を含む。)の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の限度額は、17 万円/1 カ所。 補助対象面積 2a 以上。	
	長期耐用性(15 年以上)の被覆資材張替		被覆資材費、被覆資材取付に要する資材費(施工費、撤去費は除く)の 1/5 以内 を補助。 補助対象事業費の限度額は、300 万円/10a。 補助対象面積 2a 以上。	
農業用機械購入支援事業 (町単独事業)	農業用機械の購入 		- 機械費の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の下限額は、20 万円/1 機械、補助金上限額 50 万円/1 農家 1事業1機械。 - 汎用性の高いもの(軽トラック、単車等)は補助対象外。 - 本事業は令和 5 年度～7 年度の3年間継続しますが、期間中の活用は 1 農家 1 回限り。	
農地保全対策事業 (町単独事業)	農地保全の為の農業用機械購入 	町内の農業者 (認定農業者は除く)	- 機械費の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の下限額は、10 万円/1 機械、補助金上限額 30 万円/1 農家 1事業1機械。 - 経営面積要件 10a 以上 - 汎用性の高いもの(軽トラック、単車等)は補助対象外。 - 本事業は令和 5 年度～7 年度の3年間継続しますが、期間中の活用は 1 農家 1 回限り。	
燃油価格高騰緊急対策事業 (町単独事業)	燃油価格が高騰した際の緊急支援	施設栽培農家	- 補助対象となる燃油は、ハウス施設の加温に使用するA重油に限る。 - 令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月に購入するA重油に対し、定額 5 円/ℓ の補助。 (対象となるA重油は、対象月の全国平均価格が 90 円/ℓ 以上の場合に限る。)	◎申請書提出期限 令和 5 年 10 月末日 ◎事業完了 令和 6 年 3 月末日
和歌山版遊休農地 リフォーム加速化事業 (県単独事業)	規模拡大時、遊休農地を解消する際に必要な経費	規模拡大したい意欲ある担い手	- 遊休農地の解消・修復・改良に必要な経費を補助(10 万円/10a～) - 農地の所有者と規模拡大したい意欲ある担い手が、農業公社を通じて遊休農地の貸借や売買をした場合、その解消や修復、改良に必要な経費を支援 ※支援を受けるには一定の要件を満たしていることが必要	◎申請書提出期限 随時受付 ◎事業完了 令和 6 年 2 月末日

裏面へ続く

事業種目	補助対象事業	補助対象者	事業内容	申請書提出期限・事業完了
農作物鳥獣害防止 総合対策事業  (町単独事業)	・ 侵入防止資材・施設の設置 ・ 捕獲檻の設置 (猪、鹿、猿、アライグマ用) 	町内に住所を有する 農業者及び農業者で 組織するグループで、 鳥獣害対策を講じよ うとする者。	侵入防止資材、施設 ・ 資材費の 50%以内 を補助(対象事業費は 1 万円～20 万円以内／1団地)。 (臭い、音、光による試験的に導入する新たな資材を含む。但し、爆音機は対象外。)	◎申請書提出期限 随時受付 ◎事業完了 令和 6 年 2 月末日
			有害獣捕獲檻 ・ わな免許所持者を対象。 ・ 資材費の 50%以内 を補助 (資材費の上限) 猪・鹿用 10 万円以内／1基、サル用 6 万円以内／1基、アライグマ用 3 万円以内／1基	
			猿用大型囲いわな ・ 集団で捕獲可能な大型のもので、わな免許所持者を含む団体が管理するものを対象。 ・ 資材費の 100%以内 を補助(事業費の上限は 30 万円以内／1基)。	
農作物鳥獣害防止 総合対策事業  【狩猟免許取得支援】 (県単独事業)	・ 農作物鳥獣害防止のための わな猟免許取得経費	新たにわな猟免許を 取得する農業者 (免許試験合格者)	・ 狩猟免許試験にかかる県猟友会主催の講習会受講料、狩猟免許試験手数料の 100%以内 を 補助。	◎提出期限 狩猟免許試験後、 合格者に通知します。
	・ 農作物鳥獣害防止のための 銃猟免許取得に必要な経費	新たに銃猟免許を 取得する農業者 (免許試験合格者)	・ 狩猟免許試験にかかる県猟友会主催の講習会受講料の 100%以内 を補助。 ・ 猟銃所持許可を受けるための射撃練習に参加する経費(上限 37,000 円)を補助。	
農地活用支援事業 (町単独事業)	・ 新規で利用権を設定又は、 再更新した上で利用権を設 定した農地面積に対しての 支援	規模拡大したい 意欲ある担い手	・ 補助対象となる農地は、農業委員会に届出し認められた農地中間管理事業及び農業経営基盤 強化促進法により貸借され、新規で利用権設定された町内の農地及び、再更新した上で利用権 設定された町内の土地とする。 ・ 年内(4月～12月末)において利用権を設定された農地の累計総面積が10アール以上。 ・ 対象農地に対し、10アールあたり5,000円を補助。	◎申請書提出期限 令和6年1月末日 ◎事業完了 令和5年12月末日

※1. 認定農業者とは

農業経営改善計画を作成し、その内容が 5 年後に年間農業所得が 300 万円以上、年間総労働時間 2,300 時間以内に達すると見込まれる場合「認定農業者」と認定されます。
年齢要件は廃止されました。(70 歳以上可)
詳しくは、役場農業振興課までお問い合わせください。



◇お問い合わせ先 日高川町役場 農業振興課 22-2048